

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	公園緑地課
委託業務名	月輪大池公園維持管理業務
委託業務場所	大津市月輪四丁目
概要	正面ゲートの開閉及びパトロール グラウンド利用の受付及び調整 園内清掃及び除草業務
契約期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	2,400,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市月輪三丁目2番6号 [名称] 月輪大池公園維持振興会
契約相手方の選定理由	<p>月輪大池公園は地元住民及び月輪財産区の協力のもと、月輪財産区の財産である公園敷地の全てを市が無償で借地し、市南部のスポーツ・レクリエーション活動の拠点公園の一つとして整備された。</p> <p>月輪大池公園維持振興会は、月輪大池公園の維持管理を目的として設立された団体であり、地元自治会、農業組合、財産区、体育振興会などの代表を役員として構成されている。よって、大津市入札・契約マニュアルの随意契約できる類型③ア（特定の土地・施設等を所有又は管理している者と契約する場合）に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>
根拠規程	地方自治法施行令 第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。